

私は日本共産党市議団を代表して、議案第 103 号平成 25 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について、議案第 104 号平成 25 年度鳥取市水道事業決算認定について、議案第 106 号平成 25 年度鳥取市下水道等事業決算認定について、以上 3 議案について承認しない立場で討論をおこないます。

まず、議案第 103 号です。

25 年度決算において、執行部が「景気回復が行き届かなかった」、「個人消費が弱く、有効求人倍率も低迷」という分析をされたように、地方経済の景気低迷が続く中での市民生活は決して楽なものではありませんでした。そのような中、当事者たちの声を聞き入れず、生活保護の夏期見舞金が廃止されました。それから、税金や国保料等の徴収率は上がったとはいえ、それは徴収が強化されたからであって、負担が減って払いやすくなったからではありません。介護保険料においても、多くの人は年金からの天引きです。保険料をきちんと払っても、いざサービスを受けるときに 1 割の利用料の工面に苦勞して、やむなく利用回数を制限するという話も聞いています。また、日頃から健康づくりのためとプールを利用していた市民からは、「利用料の引き上げで回数を減らした」という声も聞いています。

その一方で、三洋電機跡地の買収に 17 億 8,600 万円つぎ込まれました。一企業とはいえ、パナソニックは世界的な大企業です。「本市の提示額より高いオファーがあったけど、鳥取市に売却された」とありがたがる話ではありません。私は今でも無償で本市に譲られていいものだったと思っています。

次に、市庁舎整備に関する専門家委員会についてです。専門家委員会は 24 年度である 25 年 1 月に設置されましたが、鳥取市初の住民投票で、多くの市民が現本庁舎の耐震改修及び一部増築案を選択したにもかかわらず、専門家委員会は住民投票の結果に立ち入らないとしました。そのことから共産党市議団は、専門家委員会は設置の必要のないものであり、適切な予算執行ではないと 24 年度決算で指摘しています。ですから、25 年度の事業内容についても適切なものだとは到底言えません。

25 年 4 月に実施された意識調査では、「この結果によって当専門家委員会が市庁舎整備に関して一つの方向付けをするためのものでもありません。」とされていたのに、その結果を使い、「民意は変わった」と大宣伝を始めたのは前市長はじめとする執行部、そして新築移転を進める議員たちです。住民投票で示された市民の意思を、単なる意識調査でひっくり返すという発想そのものが信じられません。

そして、25 年 5 月に出された報告書です。そこには「市庁舎の整備を巡っては、残念ながら、当初の新築か耐震改修かの検討、住民投票条例の検討から実施、住民投票後の耐震改修案の検討、何れの段階においても俯瞰的な検討や議論が必ずしも十分に行われたとは言えず、市民への情報提供・説明もまた十分ではなかったと言わざるを得ません。結果として市民の戸惑いや行政不信に繋がるものとなっています」と書かれています。あからさまに「議会」とは名指ししていませんが、住民投票条例の検討をしたのは議会、住民投票後に第 3 次の特別委員会で耐震改修案の検討をしたのも議会です。住民投票条例づくりや、結果が出た後の進め方など、住民投票に関することについて議会として何ら総括していないのに、専門家委員会の一方的な見解を受け入れることはできません。

専門家委員会を認め、報告書も認め、決算も認めることは、報告書に書かれてある批判を認めることであり、議会の存在意義が問われます。違うでしょうか。

議案第 104 号については、生計費非課税の立場から認められません。

議案第 106 号については、住民合意がなされていない可燃物処理施設建設と関連する河原インター工業団地に関するものがあり認められません。